

問1 国会と内閣の関係において、衆議院と参議院の仕組みを比較した説明として正しいものを次のうちから選びなさい。 (2017年 秋田県公立入試 類似)

1. 内閣総理大臣が欠けたことにより内閣が総辞職する場合、衆議院と参議院は同時に解散され、両方の議院で選挙が行われる。
2. 衆議院で内閣不信任決議が可決された場合、内閣は10日以内に衆議院を解散するか総辞職しなければならないが、参議院には解散の制度はない。
3. 衆議院には解散があるが、参議院には解散がないため、参議院議員は一度当選すれば一生その職にとまることができる。
4. 参議院で内閣不信任決議が可決された場合、内閣は参議院を解散して総選挙を行うことで、国民にその是非を問わなければならない。

問2 日本の司法制度における刑事裁判の仕組みと、憲法で保障された被告人の権利に関する説明として、正しいものはどれですか。 (2016年

長崎県公立入試 類似)

1. 刑事裁判は、個人の間の金銭トラブルなどを解決するために、被害者が直接裁判所に訴えることで開始される。
2. 被告人は裁判において必ず自分の口で無実を証明しなければならず、沈黙することは有罪を認めることと同じとされる。
3. 被告人は、自分にとって不利になる恐れがある質問に対して、答えることを拒否することができる。
4. 検察官は、裁判官に対して被告人の無実を証明するために、被告人に代わって証拠を集める義務を負っている。

問3 国会に提出された法律案が成立するまでの審議過程について、日本の国会で原則として採用されている順序として正しいものはどれですか。

(2025年 山口県公立入試 類似)

1. 委員会で専門的な審査を行った後に、本会議で議決を行う
2. 両院協議会で調整を行った後に、委員会で審査を行う
3. 本会議で議決を行った後に、委員会では詳細な審査を行う
4. 公聴会で意見を聞いた後に、委員会を通さず本会議で議決を行う

問4 日本の刑事裁判の仕組みにおいて、犯罪の疑いがある者について警察官から送致を受け、捜査や取調べを行った上で、裁判所に審理を求める「起訴」を行う権限を持つ人物を何と呼びますか。 (2024年 千葉県公立入試 類似)

1. 警察署長
2. 検察官
3. 弁護士
4. 裁判官

問5 衆議院で内閣不信任の決議案が可決された場合、日本国憲法の規定に基づいて内閣がとるべき対応と期限として正しいものを1つ選びなさい。

(2025年 熊本県公立入試 類似)

1. 40日以内に内閣総理大臣の指名選挙を行う。
2. 10日以内に参議院を解散するか、総辞職をする。
3. 10日以内に衆議院を解散するか、総辞職をする。
4. 30日以内に衆議院を解散するか、総辞職をする。

問6 日本の司法制度における国民の参加について、検察審査会の仕組みや役割を正しく説明しているものはどれですか。 (2018年 長崎県公立入試 類似)

1. 行政機関による処分が憲法に違反していないかどうかを、国民から選ばれた専門員が裁判所に代わって判断する。
2. 検察官による「不起訴処分」が妥当であったかを国民が審査し、必要に応じて起訴すべきという議決を行う。
3. 特定の重大な刑事裁判において、国民が裁判官と共に有罪・無罪の判断や刑罰の内容を決定する。
4. 最高裁判所の裁判官がその職務にふさわしいかどうかを、衆議院議員総選挙の際に行われる国民投票で審査する。

問7 地方裁判所で行われる刑事裁判の法廷において、国の代表として被告人の犯罪事実を立証し、裁判官に対して適切な刑罰を求める役割を担うのは誰ですか。 (2021年 滋賀県公立入試 類似)

1. 弁護士
2. 裁判所書記官
3. 検察官
4. 裁判員

問8 日本の政治制度は、国民が選んだ代表者が議会で議論を行う間接民主制（議会制民主主義）を基本としていますが、日本国憲法には主権者である国民が直接意思を表示できる「直接民主制」的な手法も取り入れられています。これに該当する制度として適切なものを選びなさい。 (2022年

宮城県公立入試 類似)

1. 最高裁判所裁判官に対する国民審査
2. 国会による内閣総理大臣の指名
3. 裁判官弾劾裁判所による裁判
4. 衆議院における内閣不信任の決議

問9 内閣が行う条約の締結に関して、民主的なコントロールを確保するための仕組みとして正しい説明はどれですか。 (2025年 岐阜県公立入試 類似)

1. 内閣が締結した条約は、全国民による住民投票で過半数の賛成を得る必要がある。
2. 条約を締結するにあたって、事前または事後に国会の承認を得なければならない。
3. 内閣が単独で締結を決定し、他の機関の同意は一切必要としない。
4. 条約案の内容について、最高裁判所からあらかじめ有効性の許可を得なければならない。

問10 自然災害の現場において、自衛隊が行う「災害派遣」という活動の内容とその組織の性質について述べた文として、正しいものはどれですか。

(2022年 大阪府公立入試 類似)

1. 国の独立と安全を守ることを主たる任務とする組織が、その組織力や装備を活かして人命救助や生活支援を行う活動。
2. 火災の予防や鎮火を主たる任務とする組織が、国の要請を待たずに海外の紛争地へ直接赴き復興支援を行う活動。
3. 犯罪の捜査や交通の安全確保を主たる任務とする組織が、都道府県の枠を超えて全国の避難所運営をすべて代行する活動。
4. 海上の治安維持を主たる任務とする組織が、内陸部の被災地において仮設住宅の建設や都市計画の策定を主導する活動。

問11 実際に裁判員として裁判に参加した人を対象とした意識調査の結果について、審理日数の長さや参加者の感想の関係を説明したものとして、正しい内容を選びなさい。 (2024年 兵庫県公立入試 類似)

1. 審理日数が長くなるほど拘束時間が増えて日常生活への影響が大きくなるため、肯定的な感想を持つ人の割合は極端に減少する
2. 裁判への参加は国民の義務であり負担が重いので、審理日数に関わらず大多数の参加者が「あまり良くない経験であった」という否定的な感想を抱いている
3. 審理日数が5日を超えるような長期の裁判に参加した人に限り、達成感から肯定的な感想を持つ割合が高まる傾向にある
4. 審理日数の長さにかかわらず、参加した人の半数以上が「非常に良い経験であった」や「良い経験であった」といった肯定的な感想を持っている

問12 日本の政治制度における「内閣不信任案の可決」に関する記述として、制度の仕組みや背景をふまえて説明したものとして最も適切なものはどれですか。 (2019年 埼玉県公立入試 類似)

1. 内閣は衆議院に対して連帯して責任を負っているため、不信任案が可決されると、国民の意思を確認するために衆議院を解散するか、内閣全員が辞職することになる
2. 内閣不信任案の可決は、内閣総理大臣個人の法的責任を問うものであり、可決された場合は総理大臣一人が辞職すれば内閣は存続できる
3. 衆議院と参議院の両方で不信任案が可決された場合に限り、内閣は10日以内に解散か総辞職の判断を迫られる
4. 不信任案が可決された場合、内閣は解散か総辞職を選ぶが、参議院を解散して新しい勢力を問うことが一般的である

## 答え合わせ・解説

|     |                                                                                    |                                                                                                                                                                                                               |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問1  | 答え 2<br>衆議院で内閣不信任決議が可決された場合、内閣は10日以内に衆議院を解散するか総辞職しなければならないが、参議院には解散の制度はない。         | 憲法第69条により、衆議院で内閣不信任決議が可決（または信任決議が否決）された際、内閣には「衆議院の解散」か「内閣総辞職」の二つの選択肢が与えられます。これに対し、参議院には内閣不信任決議の権限はなく、また内閣によって解散されることもありません。参議院の議員は、3年ごとに半数が入れ替わる選挙によって選ばれます。                                                  |
| 問2  | 答え 3<br>被告人は、自分にとって不利になる恐れがある質問に対して、答えることを拒否することができる。                              | 近代的な刑事裁判では、有罪が確定するまでは「無罪と推定される」という原則があります。そのため、被告人が自らの無実を証明する義務を負うのではなく、検察官が有罪であることを立証しなければなりません。被告人には、自分に不利な発言を強制されない権利（黙秘権）が認められており、これを行使してもそれだけで不当に不利な扱いを受けることはありません。                                      |
| 問3  | 答え 1<br>委員会で専門的な審査を行った後に、本会議で議決を行う                                                 | 日本の国会では、効率的かつ専門的な審議を行うために「委員会中心主義」がとられています。提出された法律案は、まず分野ごとの少数の議員で構成される委員会に送られて審査され、そこで可決されたものが、全議員で構成される本会議にかけられて最終的な議決が行われます。なお、両院協議会は衆議院と参議院で議決が異なった場合に開かれるものであり、通常の審議順序とは異なります。                           |
| 問4  | 答え 2<br>検察官                                                                        | 日本の刑事裁判では、公益の代表者として裁判所に訴えを起こす（起訴する）権限は、原則として検察官のみに認められています。検察官は警察と協力して捜査を行い、証拠に基づいて裁判を開くべきかどうかを判断します。起訴された後の裁判では、被告人が有罪であることを証明する立場として裁判に参加します。                                                               |
| 問5  | 答え 3<br>10日以内に衆議院を解散するか、総辞職をする。                                                    | 衆議院で内閣不信任の決議案が可決された場合、内閣は10日以内に衆議院を解散しない限り、総辞職をしなければならないと日本国憲法第69条に定められています。なお、参議院に解散の制度はありません。                                                                                                               |
| 問6  | 答え 2<br>検察官による「不起訴処分」が妥当であったかを国民が審査し、必要に応じて起訴すべきという議決を行う。                          | 検察審査会は、検察官が事件を裁判にかけないと決めた「不起訴処分」が不当でないかを監視する仕組みです。審査の結果、一定の条件を満たせば強制的に起訴が行われることもあります。選択肢にある「刑事裁判に加わり有罪・無罪を判断する」のは裁判員制度、「最高裁判所の裁判官を審査する」のは国民審査であり、それぞれ国民が司法に参加する別の制度です。検察審査会は、検察という行政権の行使に対する国民のチェック機能を担っています。 |
| 問7  | 答え 3<br>検察官                                                                        | 刑事裁判では、犯罪の疑いがある人物（被告人）を起訴し、有罪を立証する役割を検察官が担います。法廷では、中央に裁判官、左右に検察官と被告人・弁護人が向かい合って配置され、それぞれの主張や証拠をもとに審理が進められます。検察官は社会の秩序を守るために、警察と協力して捜査を行い、裁判所に処罰を求めます。                                                         |
| 問8  | 答え 1<br>最高裁判所裁判官に対する国民審査                                                           | 日本の政治は間接民主制が原則ですが、司法の最高機関である最高裁判所の裁判官がその職に適しているかを国民が直接判断する「国民審査」は、直接民主制の考え方を取り入れた重要な制度です。内閣総理大臣の指名や内閣不信任の決議は国民の代表である国会議員が行うものであり、弾劾裁判所は国会に設置される機関であるため、いずれも直接民主制には当たりません。                                     |
| 問9  | 答え 2<br>条約を締結するにあたって、事前または事後に国会の承認を得なければならない。                                      | 条約は国内法と同様に国民の生活に大きな影響を及ぼすため、国民の代表機関である国会のチェックが必要です。原則として事前に承認を得る必要がありますが、緊急の必要がある場合には、条約を締結した後に国会の承認（事後承認）を得ることも認められています。                                                                                     |
| 問10 | 答え 1<br>国の独立と安全を守ることを主たる任務とする組織が、その組織力や装備を活かして人命救助や生活支援を行う活動。                      | 自衛隊は「我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つ」ことを本来の任務としていますが、災害時にはその自己完結能力（食料・燃料・通信などを自前で確保できる能力）を活かし、捜索救助、給水、入浴支援、道路の啓開などの多角的な支援を行います。警察や消防、海上保安庁も災害時に活動しますが、それぞれ主たる任務や管轄が異なります。                                                |
| 問11 | 答え 4<br>審理日数の長さにかかわらず、参加した人の半数以上が「非常に良い経験であった」や「良い経験であった」といった肯定的な感想を持っている          | 最高裁判所が行った裁判員経験者へのアンケートによると、審理に要した日数の長短に関係なく、参加者の多くが肯定的な感想を抱く傾向があります。審理日数が増えることによる負担感はあるものの、法廷で証拠に基づき判断を下すという経験を通じて、司法制度への理解や参加の意義を肯定的に捉える国民が多いことを示しています。                                                      |
| 問12 | 答え 1<br>内閣は衆議院に対して連帯して責任を負っているため、不信任案が可決されると、国民の意思を確認するために衆議院を解散するか、内閣全員が辞職することになる | 日本国憲法が定める議院内閣制の原則により、内閣は国会（特に衆議院）の信任を背景に行政権を行使します。衆議院で不信任案が可決されることは、その基盤を失うことを意味するため、内閣は「衆議院を解散して総選挙により国民の審判を仰ぐ」か、あるいは「潔く全員で辞める（総辞職）」という、行政と立法の関係をリセットする仕組みがとられています。参議院には不信任決議の権利や解散の仕組みがない点も重要なポイントです。       |